

ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 Ver.2.3 主要改定点一覧

番号	団体事務局用 管理点と適合基準 Ver.2.2(旧版)		団体事務局用 管理点と適合基準 Ver.2.3		改定の趣旨
	管理点	適合基準	管理点	適合基準	
1	4.用語の定義と説明 (新設)	-	4.用語の定義と説明 3)	農場：農産物の生産を実施し、生産される農産物の所有権を保有し、同一の資本・経営の下で生産が行われる経営体。農場には、単一のサイトの場合と複数のサイトの場合がある。	総合規則の定義を「団体事務局用 管理点と適合基準」にも規定した。
2	5.用語の定義と説明 (新設)	-	4.用語の定義と説明 4)	サイト：ひとつの管理体制で管理できる単位（審査の単位）。この単位ごとに「農場用 管理点と適合基準」に取組む必要がある。農場、共同調整作業所、共同選果場、カントリーエレベーター、荒茶工場をサイトとしてとらえることができる。複数サイトとは、距離が離れている等により管理体制が複数あることをいう。	GFSI Benchmark Requirement ver.2020.1 PartII (以下「BR」という) Section6、IAF MD1に基づき、「サイト」という概念を導入したため、「サイト」の定義を新設し、「農場」「団体」「団体事務局」の定義を整理した。
3	4.用語の定義と説明 3)	団体：団体の定める方針・目的のもとに複数の農場が集まり、代表者及び団体事務局を有する組織をいう。	4.用語の定義と説明 5)	団体：団体の定める方針のもとに複数のサイトが集まり、代表者及び団体事務局を有する組織をいう。ひとつの経営体が、複数サイトを有する場合、団体事務局を有し、サイトを管理する場合は団体となる。	同上
4	4.用語の定義と説明 4)	団体・農場管理マニュアル：下記の内容を含む団体を管理する上で必要不可欠な文書 a) 団体事務局の団体統治の手順 → 「ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」を満たす。 b) 団体事務局が担当する農場管理の手順 → 「ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準」を満たす。 c) 農場が担当する農場管理手順で団体共通の手順 → 「ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準」を満たす。	4.用語の定義と説明 9)	団体・農場管理マニュアル：下記の内容を含む団体を管理する上で必要不可欠な文書 a) 団体事務局の団体統治の手順 → 「ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準」を満たす。 b) 団体事務局が担当するサイト管理の手順 → 「ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準」を満たす。 c) サイトが担当するサイト管理手順で団体共通の手順 → 「ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準」を満たす。	同上
5	4.用語の定義と説明 8)	団体事務局：ASIAGAPに関して団体の統治を確実にを行うために団体内部に設置される事務局。団体事務局を担う組織は原則として法人格が要求されるが、みなし営農組合のような権利能力なき社団（正式な法人格がない組織）であっても、代表者を定め、所在地と連絡先を明確にしていればよい。団体の代表者は、団体事務局の責任者を指名する。指名された団体事務局の責任者は、団体の統治の責任を負うため、内部監査に関する十分な知識を有していることが求められる。なお、団体の代表者は、団体事務局の責任者を兼ねることができる。	4.用語の定義と説明 10)	団体事務局：ASIAGAPに関して団体の統治を確実にを行うために団体内部に設置される事務局。団体事務局を担う組織は原則として法人格が要求されるが、みなし営農組合のような権利能力なき社団（正式な法人格がない組織）であっても、代表者を定め、所在地と連絡先を明確にしていればよい。	同上
6	(全般)	農場、農産物取扱い施設	(全般)	サイト	「サイト」を導入したため、それに該当する農場、農産物取扱い施設という用語をサイトに置き換えた。
7	4.2.1 内部監査員・内部監査補佐役の要件	内部監査員・内部監査補佐役は、最新の「ASIAGAP総合規則」に規定されている要件を満たしている。	4.2.1 内部監査員・内部監査補佐役の要件	内部監査員・内部監査補佐役は、それぞれ次の要件を満たしている。 (1)内部監査員 1)最新の「ASIAGAP総合規則」12.1.2 (2)内部監査補佐役 1)最新の「ASIAGAP総合規則」12.1.3	BR6.17に基づき、新規追加した。
8	6.1 団体内でのトレーサビリティ	出荷する商品は農場を特定できる。「特定」とは、複数の農場が含まれてもよいが、可能性のない農場が含まれてはならない。	6.1 団体内でのトレーサビリティ	出荷する商品はサイトを特定できる。「特定」とは、複数の農場が含まれてもよいが、可能性のない農場が含まれてはならない。 団体事務局を通して出荷した農産物以外は、認証農産物として出荷することができない。	BR6.32に関する運用がないため、それを明確にするため規定を追加した。